

令和7年度 防府市エコライフ住宅推進事業について

- 提出方法

申請書類は、郵送又は持参で受け付けます。持参された場合は、商工会議所入口の専用BOXに投函ください。

- 注意事項

- ▷ すでに着工・完了している工事については、当事業の助成を受けることはできません。必ず、交付決定通知書の交付日以降に工事に着手してください。
- ▷ 多くの方に制度をご利用いただくため、住宅所有者1人あたり1回、また、1住宅あたり1回に限ります。
- ▷ 工事着手の時期は、交付決定通知書の交付日～その4ヶ月後の月末までです。この期間以外に着手した工事は、助成対象となりません。
- ▷ 令和8年1月31日までに全ての工事を完了してください。
- ▷ 工事完了日から1ヶ月以内に工事完了届等を提出してください。
- ▷ 交付決定後に工事費用が増えた場合、交付決定額を増額することはできませんのでご注意ください。なお、増額以外の変更(減額、施工箇所変更、業者変更等)があった場合は、速やかに申し出て下さい。
- ▷ 工事費用(消費税等を除く)の合計額が10万円未満の場合は、お申し込みいただくことができません。
- ▷ 「省エネ設備導入・断熱改修」と「木材使用リフォーム」の見積書は分けてください。